

死亡した方の準確定申告をする場合の記載例②

申告をする必要のある所得が不動産所得のみである方が死亡した場合
(相続人や包括受遺者が2人以上で、代表者の指定なし)

【第一表】

手順1
7ページ
参照

種類欄の該当する
項目の文字を○で
囲みます。

手順2
8ページ
参照

手順3
13ページ
参照

〇〇 税務署長 平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B FA0124

住所 XXX-XXXX 氏名 被相続人 国税太郎

種類欄 (単位は円) 種類 ○ 不動産所得

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	税の計算	その他
不動産 12787500	不動産 4334500	医療費控除 1028750	課税される所得金額 2103000	所得税の申告納税額 115100	青色申告特別控除額 650000
合計 4334500	合計 4334500	合計 2230750	復興特別所得税額 2368	平均課税対象金額	

第一表 (平成30年分以降用)

「準確定」と記入
入します。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
21ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を
切り捨てた金額
(黒字の金額が
100円未満の場合
は「0」)を記入し
ます。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」
又は「-」をつけ
てそのままの金額
を記入します。

手順5
26ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

手順5
26ページ
参照

還付される税
金がある方
のみ記入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあげる 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③